

松原市 第5次 総合計画

— みんなでつくる 未来へつなげるまち まつばら —



ごあいさつ



平成 31 年は平成最後の年であり、新しい時代（令和）の幕開けの年です。

本市も新時代を市民の皆様との協働により切り拓き、本市の未来のため、夢の実現を目指し、平成 31 年 4 月からの 8 年間の計画期間とする「松原市第 5 次総合計画」を策定いたしました。

私が市長に就任し、平成 23 年 3 月に策定した松原市第 4 次総合計画では、平成 30 年度までの 8 年間のまちづくりの方針として、将来都市像「挑戦し続ける 元気あふれるまち まつばら」を目指し、市民の皆様との協働により様々な取組を進めてまいりました。

その協働の取組として、平成 25 年 11 月に大阪府で初となる、WHO セーフコミュニティ国際認証都市となり、その後の安心・安全なまちづくりに対し様々な成果を上げており、本市の大きな財産となりました。

今後は、この松原市第 5 次総合計画に基づき、少子高齢化の進展、人口減少社会の到来、全国各地で起こる災害等、様々な課題に立ち向かい、さらなる市民の皆様との協働により、すべての世代の方々に愛着を持っていただき、誰もが「住んでみたい、住んでよかった、住み続けたい」と思っていただけの魅力あるまちづくりを進め、次代を担う子どもたちに繋いでまいります。

本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの市民の皆様をはじめ、熱意をもってご審議いただきました松原市基本計画審議会委員並びに市議会議員の皆様にも、心から厚くお礼申し上げます。

今後とも、松原市第 5 次総合計画の将来都市像である「みんなで作る 未来へつなげるまち まつばら」の実現に向けて、皆様により一層のご支援、ご協力をよろしくお願ひします。

松原市長 澤 井 宏 文

Contents

基本構想	4
はじめに 第5次総合計画が目指すもの	6
第1章 第5次総合計画の策定にあたって	9
第1節 計画策定の目的	9
第2節 計画の構成、期間	9
第2章 まちづくりの背景	10
第1節 主な社会潮流	10
第2節 本市の主な特性	12
第3節 まちの構造	14
第4節 将来人口の見通し	15
第3章 第5次総合計画における課題	16
第4章 目指すべき将来都市像	19
第1節 将来都市像	19
第2節 土地利用	20
第3節 まちづくりの3つの柱(目標)	22
基本計画	24
序章 基本計画の概要	26
第1節 基本計画の目的	26
第2節 基本計画の期間	26
第3節 基本計画の構成	27
第4節 施策の体系	28

	まちづくりの柱1	
	安心・安全で活力を生み出すまちづくり	30
	基本方針1 地域資源の活用により魅力と活力があふれる地域をつくりま	31
	基本方針2 市民の命と財産を守る安心・安全な環境をつくりま	34
	基本方針3 計画的な基盤整備により快適な暮らしの場をつくりま	37
	基本方針4 環境保全意識の向上により持続可能な地域をつくりま	41
	まちづくりの柱2	
	人を育て、人が輝くまちづくり	44
	基本方針5 みんなで子育て家庭を支える地域社会をつくりま	45
	基本方針6 学校・保護者・地域の連携により魅力ある教育環境をつくりま	48
	基本方針7 誰もが健やかに暮らすことができる体制をつくりま	52
	基本方針8 福祉の充実により安心して暮らせる地域をつくりま	55
	基本方針9 人権・共生意識の向上により誰もが認め合う地域をつくりま	59
	まちづくりの柱3	
	魅力を発信し、市民と共に進めるまちづくり	62
	基本方針10 多様な魅力をつくり、効果的に発信することで 行ってみたい・住んでみたい・暮らし続けたい地域をつくりま	63
	基本方針11 市民参画を促し協働により地域のつながりをつくりま	68
	基本方針12 安定的な行財政運営のしくみをつくりま	70
	資料編	72

基本構想





はじめに

第5次総合計画が 目指すもの

まちづくりの 3つの柱(目標)

1 安心・安全で 活力を生み出す まちづくり

【ハード面¹のまちづくり】

- 地域資源²の有効活用による
雇用やにぎわい創出
- 災害に強いまちづくり
- 快適に暮らせる住環境の向上

2 人を育て、 人が輝く まちづくり

【ソフト面³の人づくり】

- 子育てしやすい環境づくり
- 自ら学び、自ら考える、
生きる力の育成
- 市民の主体的な健康づくりの支援
- たがいに支え合える地域づくり

3 魅力を発信し、 市民と共に進める まちづくり

【まちのしくみづくり】

- まちの魅力づくりと効果的な発信
- セーフコミュニティ⁴活動の推進
- 地域コミュニティの活性化

第5次総合計画では、将来都市像「みんなで作る 未来へつなげるまち まつばら」の実現を目指し、主にハード面の整備による「まち」の魅力づくり、主にソフト面からの「人」の魅力づくりを行い、これらの魅力を活用、発信するまちの「しくみ」づくりによる3本柱でまちづくりを進めていきます。

将来都市像

みんなで作る 未来へつなげるまち まつばら



- 1 ハード面：建物や設備など有形のものの中で、この計画では都市基盤の整備や住環境の向上、災害に強いまちづくりなどのことを指す。
- 2 地域資源：地域にある特徴的・魅力的なものや場所、人材などを資源として活用可能なものと捉えた総称。
- 3 ソフト面：人や情報など無形のものの中で、この計画では子育て・教育を通じた人づくりや、保健・福祉などの人にやさしいまちづくりなどのことを指す。
- 4 セーフコミュニティ：WHO（世界保健機関）が推奨する安心・安全なまちづくりの国際認証制度。科学的な分析と、地域住民、関連団体、行政など分野を超えた連携・協働により、けがや事故などを予防し、みんなが安心・安全に暮らせるまちづくりを行っている地域。

1

第1章

第5次総合計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

本市では総合的なまちづくりの指針として、平成23(2011)年に「松原市第4次総合計画」を策定し、これに基づき各種施策に取り組んできました。

平成23(2011)年の地方自治法改正により市町村の基本構想(総合計画)策定義務がなくなりましたが、全国的な人口減少、少子・高齢化による人口構造の変化や社会経済情勢が変化し続ける中で、

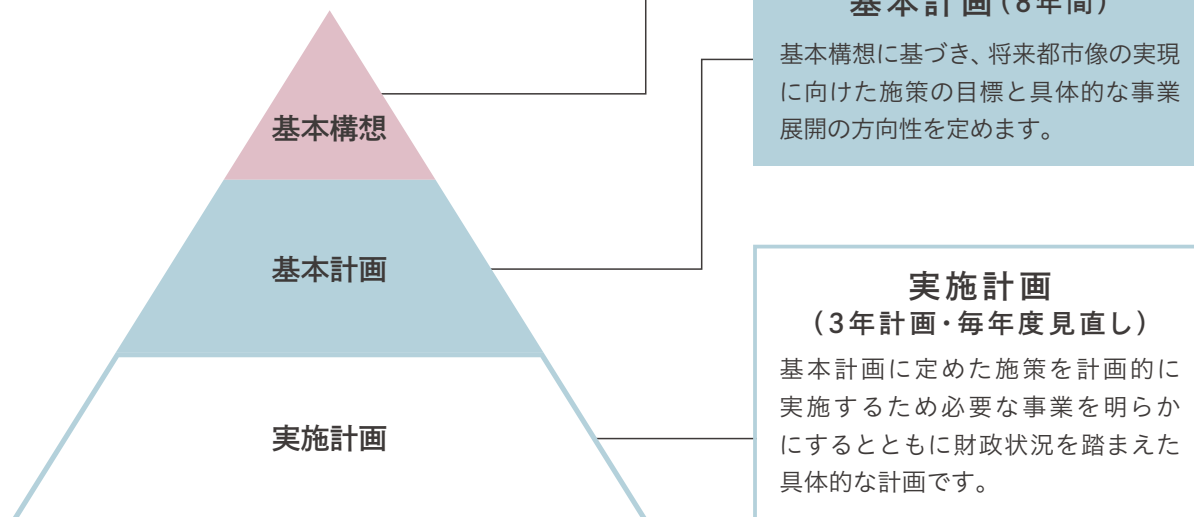
引き続き、まちづくりを計画的に進めていく必要があります。

そのため、さらなる安心・安全の推進やまちの活力を維持・向上させ、人が輝き、誰もが「暮らしたい」と思える魅力あるまちとなるよう、本市の将来都市像とそれを実現するまちづくりの方向性を明らかにした松原市第5次総合計画を策定します。

第2節 計画の構成、期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」により構成します。

基本構想及び基本計画は平成31(2019)年からの8年間を計画期間とし、実施計画については3年間の計画期間とし、事務事業の進捗管理に基づき毎年度見直しを行います。



2

第2章

まちづくりの背景

第1節 主な社会潮流

1 人口減少、 少子・高齢化の進行

日本の人口は平成 20 (2008) 年をピークに減少局面に入り、2053 年には1億人を下回ると推計されています。

出生数は減少し続ける一方、2025 年には団塊の世代⁵が後期高齢者(75 歳以上)

に達するなど、少子・高齢化による人口構造の変化が見込まれます。

東京をはじめとした、都市部への人口集中による地方における人口減少に歯止めをかけるため、全国の自治体で移住・定住の促進や交流人口⁶の増加に向け、地域資源を活用しながらまちの魅力を向上し、広く発信する取組が進められています。



5 団塊の世代：昭和 22 (1947) 年から昭和 24 (1949) 年頃の戦後の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。

6 交流人口：地域に住んでいる人以外で、通勤や通学、買い物、観光などで地域を訪れる(交流する)人。



2 安全への意識の高まり

全国各地で台風や集中豪雨、大規模な地震等が発生している中、暮らしの安全の確保はまちづくりの大切な要素となっており、行政の取組として災害に強いまちの整備等が行われています。

東日本大震災や熊本地震では、役場・役所自体が被災したことで行政機能が維持できなかったことが課題として挙げられており、災害時における自助・共助・公助⁷の取組が求められています。

3 雇用状況や情報化による仕事の変化

全国的な雇用状況として、有効求人倍率⁸は改善傾向にある一方で、非正規雇用者⁹が増加しています。

また、いつでも、どこでも、誰でもネットワークにつながり、情報を受発信できる環境の中、働き方や仕事の形態も変化しています。

4 子育て支援、学びの充実

国では、保育の受け皿確保、幼児教育の無償化等、子育て支援の充実に向けた取組が図られています。

また、学校教育では新学習指導要領（平成 29(2017)年告示）において、「生きる力」を育むため「知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力の育成」及び「学びに向かう力・人間性等」の育成を目指すこととされています。

5 協働のまちづくりの必要性の高まり

全国的に人口減少、少子・高齢化、自治会加入率の低下等、地域活動の担い手の減少により地域コミュニティの活力が低下しています。

また、地域の間人関係が希薄化する中、孤独死¹⁰を防ぐための地域の見守り活動や近隣の助け合い等、地域のつながりの大切さが再認識されており、まちづくりへの市民の参画等、「協働¹¹」の視点に立ったまちづくりが進められています。

7 自助・共助・公助：「自助」は自分自身の命は自分で守る、「共助」は近隣住民同士で助け合う、「公助」は公的機関が援助すること。

8 有効求人倍率：職業安定所（ハローワーク）で仕事を探している人1人あたりに、何人分の求人があるかを示す指標。

9 非正規雇用者：比較的短期間での雇用契約を結んでいるパートタイムやアルバイト、契約社員、派遣社員など。

10 孤独死：主に一人暮らしの人が自宅等で誰にも看取られることなく、突発的な病気などで死亡すること。

11 協働：行政と市民など多様な主体が対等な立場で、特性を活かしながら違った役割を担いつつも、共通の目的に向かって行動すること。



2 第2章 まちづくりの背景

第2節 本市の主な特性

1 新たな取組に挑戦するまち

WHO セーフコミュニティ国際認証を大阪初、日本で8番目、世界で323番目に取得するなど安心・安全なまちづくりへの取組を進めてきました。

また、平成22(2010)年度から連続での年度当初待機児童¹²ゼロ、市内9か所の子育て支援センター¹³の設置等、子育て世代への支援、インターナショナルセーフスクール¹⁴の取組、交通の要衝である立地を活かした企業や大規模商業施設の誘致、台湾台北市文山区との友好交流協定¹⁵の締結、オーストラリアとの交流に向けた

取組等、様々な取組に挑戦を続けてきました。本市では第4次総合計画の一つの目標である人口12万人規模を維持しています。

2 市街化調整区域¹⁶やため池など地域資源の活用が見込まれるまち

大規模商業施設や企業の誘致が進められており、幹線道路沿道等の市街化調整区域やため池など地域資源を有効活用することができるまちと言えます。

12 待機児童：保育所等への入所申請がされており、入所条件を満たしているにもかかわらず、保育所に入所できない状態にある児童。

13 子育て支援センター：育児不安解消のための相談や子育てサークルの活動支援、各種情報提供など地域の子育て支援を行う施設。

14 インターナショナルセーフスクール：けが及びその原因となる事故、いじめ、暴力を予防することにより安全な教育環境の整備に取り組んでいる学校に対して、国際セーフコミュニティ認証センターが与える国際認証。略称はISS。

15 友好交流協定：文化交流や親善を目的とした地方同士の協定。

16 市街化調整区域：市街化を抑制すべき区域。



3 市民生活の安全性が高いまち

内陸部で平坦な地形である本市では津波や土砂災害による自然災害の心配はなく、加えて雨水取込施設の整備等による浸水対策、消防署西分署の開署や救急隊の増隊、特別救助隊¹⁷の専任運用等、消防力の強化を図るなど、災害に強いまちづくりを進めています。

さらに、セーフコミュニティ活動をはじめとした市民との協働による地域の安全向上に対する取組を進めています。

また、市内での交通事故、火災、犯罪の発生件数は減少傾向にあるなど、市民の安全が守られる環境づくりが進んでいます。

4 広域の移動が便利なまち

市内の道路は西名阪自動車道や近畿自動車道、阪和自動車道、阪神高速松原線及び

整備中の阪神高速大和川線等の高速道路、国道 309 号、大阪中央環状線等が交差し、近畿の主要都市まで1時間以内でつながっており、近鉄南大阪線 4 駅も含め、広域の移動や都市部への通勤・通学等、交通の利便性が高いまちと言えます。

5 多様な暮らしの魅力を持つまち

市内には小中学校以外に高校 4 校、大学 1 校があることや、交通利便性を活かした企業立地により、近隣市と比較して昼間人口¹⁸比率が高くなっています。

また、大規模商業施設の誘致によりさらなる雇用の創出を見込んでいます。

本市は学・職・住等が近接した 4 km 四方のコンパクトな市域に多様な暮らしの魅力を持つまちと言えます。

17 特別救助隊：あらゆる災害に対応するため、救助業務を専門に行う人命救助のスペシャリストによる部隊。

18 昼間人口：住んでいる人口（夜間人口）に、他地域からの通勤・通学者を加え、他地域への通勤・通学者を差し引いた人口。

2 第2章 まちづくりの背景

第3節 まちの構造

本市は大阪府のほぼ中央に位置し、大阪市や堺市、羽曳野市、藤井寺市、八尾市に接しており、平坦地で北に大和川、西に西除川、東に東除川が流れています。

交通では古代より竹内街道や長尾街道、中高野街道等の街道が交差し、交通の要衝として発展してきました。

こうした特徴は現在も受け継がれており、

西名阪自動車道、近畿自動車道、阪和自動車道、阪神高速松原線及び現在整備中の阪神高速大和川線による高速道路網と国道309号、大阪中央環状線、堺港大堀線、堺松原線等の南北、東西に走る幹線道路があり、鉄道では近鉄南大阪線が市域を北から東へとL字型に走っており、市内の4駅は生活の拠点となっています。



2 第2章 まちづくりの背景

第4節 将来人口の見通し

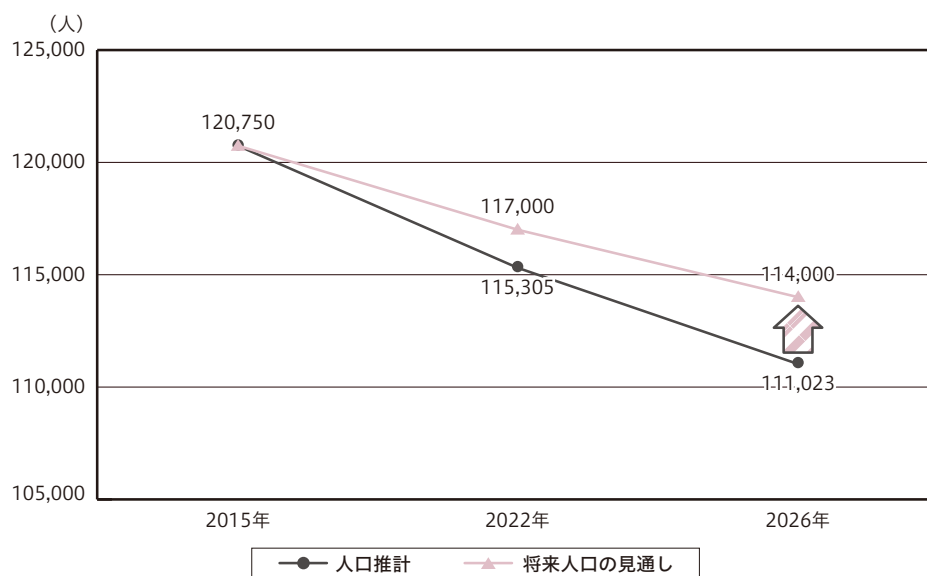
人口減少傾向が将来も続くと仮定した人口推計によると、平成 27 (2015) 年の 120,750 人から本計画の最終年度である 2026 年には 111,023 人になることが予測されます。

一方で合計特殊出生率¹⁹の向上と転入・転出による社会減の抑制を仮定した将来人口シミュレーションの結果では、2026

年に 114,000 人の人口規模となる見通しです。

長期的には人口減少が避けられない状況にあるものの、まちの魅力向上を図ることで、減少をできる限り抑制していくとともに、出生率の向上や若年層をはじめとするあらゆる世代の社会増減の改善を図ります。

■本市の将来人口の見通し



※「人口推計」は国立社会保障・人口問題研究所による推計、「将来人口の見通し」は松原市人口ビジョンにおけるシミュレーションによる。

※ 2020 年には 65 歳以上の高齢化率は 30%を超えることが見込まれる。

※ 2015 年は国勢調査人口の実績

19 合計特殊出生率：一人の女性が出産可能とされる 15 歳から 49 歳までに産む子どもの数の平均。

3

第3章

第5次総合計画における課題

社会潮流や本市の特性、まちの構造や将来人口の見通しを踏まえ、ハード面からの「土台」となるまちづくり、ソフト面からの「担い手」となる人づくり、運営面からのまちのしくみづくりの3つの視点で第5次総合計画における課題を整理しました。

1

まちづくりの視点（ハード面）

人を呼び込むための仕事の創出

課題

- ・地方における若者の流出が全国的に進んでおり、本市においても20～30歳代の転出超過者数が多く、転出超過に歯止めをかける取組が求められている
- ・「商業地を増やし、生活の利便性を高める」「幹線道路沿道の土地活用を図る」ことに力を入れるべきとの意見が多く、さらなる土地活用が求められている（市民アンケートより）
- ・「駅周辺などにぎわいを生む商店の活性化」「地場産業など市内企業の育成・支援」「企業や研究機関などの誘致」に力を入れるべきとの意見が多く、さらなる産業振興が求められている（市民アンケートより）

課題の解決に向けて

上記課題を解決するには、幹線道路沿道等の市街化調整区域やため池などの地域資源を活用した企業誘致等による多様な雇用の確保に努め、地域の特性を活かしたにぎわいの創出を行い、移住・定住を促進することが必要です。

安心・安全な生活の確保

課題

- ・全国的な地震や風水害などの発生により、本市においても災害リスクへの懸念が大きい
- ・空き家について全国的に社会問題となっており、本市においてもさらなる空き家対策が求められている
- ・「災害に強いまちづくり」「歩道の整備などの交通安全対策」「生活道路の整備」に力を入れるべきとの意見が多く、安心・安全に関する対策が求められている（市民アンケートより）

課題の解決に向けて

上記課題を解決するには、道路等の基盤整備等、防災・消防に関する安心・安全面に考慮した暮らしを守る環境づくりが必要です。

子育て・教育のまちまつの実現

課題

- ・「保育や子育て支援」「保育所定員の拡充による待機児童ゼロ対策」「いざというときに子どもを預けられる保育サービスの実施」に力を入れるべきとの意見が多く、子育てしやすい環境づくりの一層の推進が求められている（市民アンケートより）
- ・「幼稚園や小中学校の学校教育」に力を入れるべきとの意見が多く、学校教育の一層の充実が求められている（市民アンケートより）
- ・新学習指導要領²⁰の実施において、子どもたちが予測困難な社会と向き合い、人生を切り拓く力を育むために、地域・保護者等と教育の目指すところを共有・連携しながら実現させることが示されており、本市においても、地域、保護者とより一層の連携を深め、教育の充実を図ることが求められている

課題の解決に向けて

上記の課題を解決するには、幼保の一体化²¹による認定こども園²²の整備等、「年間を通した待機児童ゼロ」を達成できる体制づくり、幼児教育の質や地域ぐるみで子どもを育てる機運を高めることが必要です。

加えて、新学習指導要領を踏まえ、特色ある学校教育などの本市独自施策の展開とともに、より一層、学校・保護者・地域が教育目標を共有し、連携して取り組むことが必要です。

地域における支え合いの充実と健康寿命の延伸

課題

- ・高齢化の進展や社会習慣の変化に伴い、国では健康寿命²³の延伸や生活習慣病の予防に力を入れており、本市においても2020年には65歳以上の高齢化率が30%を超えると見込まれる中、生涯にわたる健康づくりの推進が求められている
- ・地域のつながりの希薄化や高齢化が進む中、地域で健康で幸せに暮らしていくためには、支え合いのしくみづくりとともに、地域での担い手の確保が求められている
- ・「健康診断や健康づくりへの支援」「医療施設や救急体制」に力を入れるべきとの意見が多く、主体的な健康づくりへの支援と安心できる医療や救急の体制を確保することが求められている（市民アンケートより）
- ・本市の将来像として「高齢者や障がい者が安心して快適に暮らせるまち」との意見が多く、公的支援の充実や地域における支え合い、助け合いが求められている（市民アンケートより）

課題の解決に向けて

上記課題を解決するには、年齢や障害の有無等に関わらず安心して暮らせる地域づくりのための公的支援の充実とともに、地域における支え合い、助け合いに参加する人を増やすことが必要です。

また、健康寿命の延伸のため、主体的な健康づくりの支援を進めるとともに、市民の安心・安全を守るため、医療や救急の体制を維持・継続していくことが必要です。

20 新学習指導要領：平成29(2017)年改訂の学習指導要領。「主体的・対話的で深い学び」の導入やプログラミング教育の充実等が図られる。

21 幼保の一体化：職員の資格や所轄庁が異なる保育所と幼稚園を同一の敷地内で総合的に運営すること。

22 認定こども園：保育、幼児教育を一体的に行う施設。

23 健康寿命：日常的、継続的な医療、介護に依存せず、自立した生活ができる生存期間。

3

まちのしくみづくりの視点（運営面）

人や産業を呼び込むためのまちの魅力発信

課題

- ・地方における若者の流出が全国的に進んでおり、本市においても 20～30 歳代の転出超過者数が多く、転出超過に歯止めをかける取組が求められている
- ・「市の伝統文化・歴史遺産が守られている」との意見が多く、市の魅力の一つとしてとらえられており、その活用が求められている（市民アンケートより）
- ・全国的に移住・定住の促進や交流人口の増加に向け、地域資源を活用しながらまちの魅力を向上し、広く発信する取組が進められており、本市においても、まちの魅力を広く発信する取組が求められている

課題の解決に向けて

上記課題を解決するには、大阪市内に隣接し、高速道路が四方にのびる好立地条件や「安心・安全なまちづくり」「子育てしやすいまちづくり」「国際交流の機会の充実」「企業誘致」等の本市がこれまで進めてきた取組と合わせ、観光振興や歴史・文化の活用等、他市と差別化した多様な魅力を確認し、市内外に積極的に発信することにより、移住・定住の促進や観光客等の交流人口の増加など、人や産業を呼び込み、まちの活性化につなげていくことが必要です。

協働のまちづくりの推進

課題

- ・全国的に人口減少、少子・高齢化、自治会加入率の低下等、地域活動の担い手の減少により地域コミュニティの活力が低下しており、本市においても同様の傾向がある
- ・「協働」の推進に力を入れるべきとの意見が多く、多数の市民にまちづくりに参画してもらえる取組が求められている（市民アンケートより）
- ・全国的に大規模な災害が発生しており、住民の自助・共助の取組が求められている中、本市においても平時から地域のつながりが大切であり、地域コミュニティの活性化が求められている

課題の解決に向けて

上記課題を解決するには、地域のつながりの大切さが再認識されている中で、まちづくりへの市民の参画等、まちづくりに主体的に関わる人を増やすため、様々な場面において協働の取組を促進していくことが必要です。

4

第4章

目指すべき将来都市像

第1節 将来都市像

将来都市像

みんなでつくる

未来へつなげるまち まつばら



本市では、これまで交通利便性の高いまち、安心・安全の推進等、地域特性を活かしたまちづくりに取り組んできました。しかし、人口減少、少子・高齢化が進む中で、人もまちもさらに魅力を向上させ、それを効果的に発信していく必要があります。

そのため、地域資源の有効活用を図り、

安心・安全で移動や生活の利便性が高い良好な住環境や、充実した子育て支援等、これまで築いてきた本市の魅力をさらに高め、未来に引き継いでいくまちづくりについて市民との協働を推進し、みんなで取り組んでいくことを目指し、「みんなでつくる 未来へつなげるまち まつばら」を将来都市像とします。

4

第4章 目指すべき将来都市像

第2節 土地利用

1. 土地利用の方針

市街化調整区域やため池など地域資源を活かした計画的な土地利用の推進

本市の市街化調整区域やため池などを地域資源とし、有効活用を図りながら計画的に土地利用を進めるとともに、河川や必要なため池などの身近な自然環境の保全、緑の充実、歴史・文化的資源である歴史街道の活用、周辺農地等に配慮した市民との協働による愛着あるまちづくりを進めます。

市街化調整区域については、土地利用の方針を定め、市街化区域²⁴への編入や計画的な土地利用を進め、主要幹線道路

沿道等の市街化調整区域やため池などについては、大規模集客施設や工業施設、物流施設等の用地への誘導を図り、にぎわいの創出や雇用の確保により、子育て世帯等にとって便利で暮らしやすい住環境の形成に取り組みます。

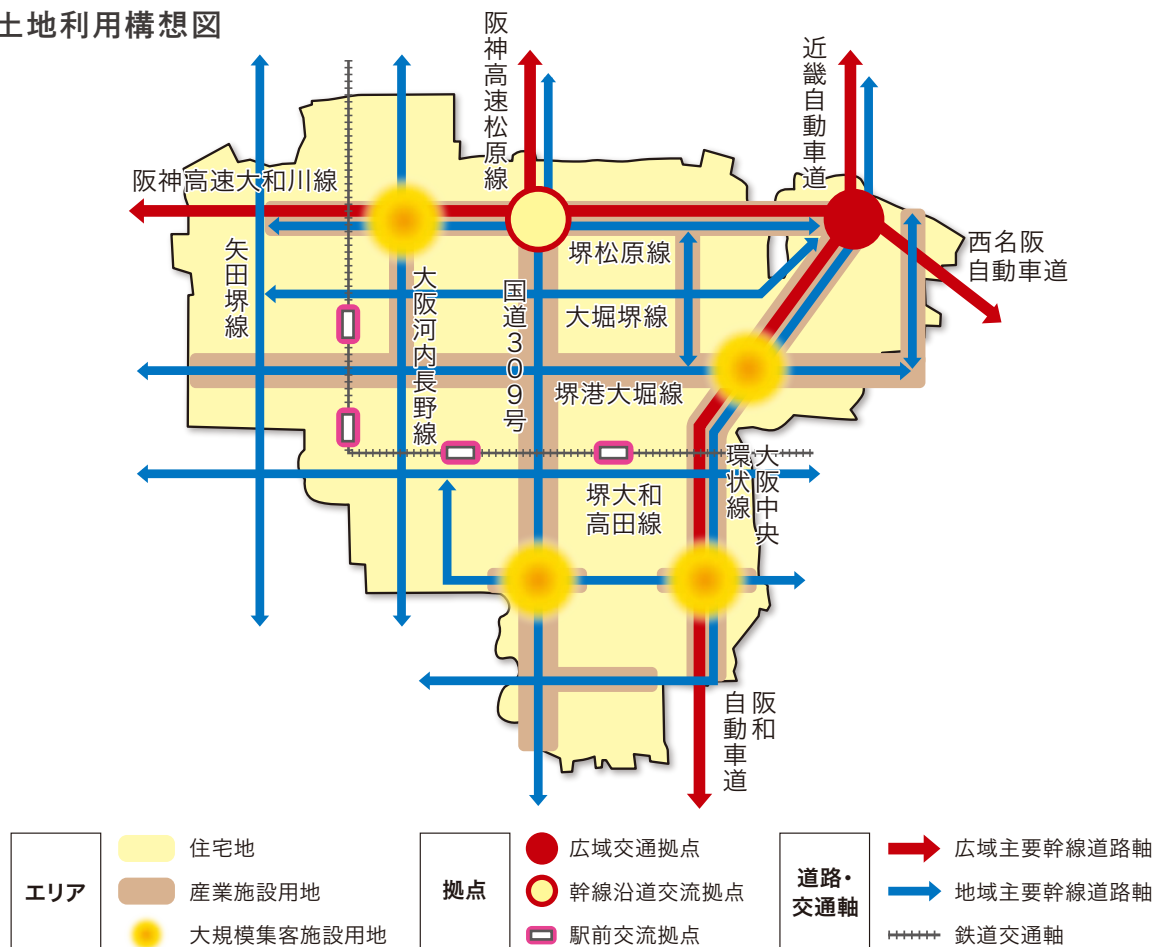
また、既成市街地においては、道路等の生活基盤の整備や改修、空き家対策の実施等、土地建物の更新による良好で安全な住環境づくりに取り組みます。



24 市街化区域：すでに市街化している区域及び今後10年以内に市街化を図るべき区域。

2. 土地利用の基本的方向

土地利用構想図



エリア

■ 住宅地

人口施策として市域内に良好な住宅地の形成を誘導します。

既存住宅地についても更新等により、良好で安全な住宅地の形成に取り組みます。

■ 産業施設用地

広域交通の利便性の高さを活用し、雇用を創出する商工業、物流等の産業施設について、地域主要幹線道路沿道への誘導を図ります。

■ 大規模集客施設用地

市民生活の利便性向上やにぎわいの創出のため土地利用の方針を定め、大規模集客商業施設等の誘導を図り、新たな生活拠点と位置付けます。

拠点

■ 広域交通拠点

高速道路の結節点である松原 JCT を広域交通拠点と位置付けます。

■ 幹線沿道交流拠点

阪神高速道路と国道 309 号の結節点を幹線沿道交流拠点と位置付けます。

■ 駅前交流拠点

市内鉄道 4 駅を駅前交流拠点と位置付けます。

道路・交通軸

■ 広域主要幹線道路軸

高速道路網を広域主要幹線道路軸と位置付けます。

■ 地域主要幹線道路軸

国道、府道、主な市道を地域主要幹線道路軸と位置付けます。

■ 鉄道交通軸

鉄道路線を鉄道交通軸として位置付けます。

4

第4章 目指すべき将来都市像

第3節 まちづくりの3つの柱（目標）

本市の将来都市像「みんなでつくる 未来へつなげるまち まつばら」を実現するため、主にハード面の整備による「まち」の魅力づくり、主にソフト面からの「人」の魅力づくりを行い、これらの魅力を活用、発信するまちの「しくみ」づくりによる3つの柱を位置付け、体系的、計画的にまちづくりを進めます。



1

安心・安全で活力を生み出すまちづくり

- 地域資源の有効活用による雇用やにぎわい創出
- 災害に強いまちづくり
- 快適に暮らせる住環境の向上

松原市の特徴を活かして、まちを活性化していくための整備に関する柱で、市街化調整区域やため池などを地域資源として有効活用し、企業誘致による雇用やにぎわいの創出から移住・定住の促進につなげるなど、活力を生み出すまちづくりを推進します。

また、市民生活の安全を確保するため道路等の基盤整備をはじめ、住宅の耐震化、消防体制の充実等、地震や水害等の災害に強いまちとしての整備を図ります。

さらに、污水整備の未普及地区の解消、空き家対策や環境保全の取組等を含めて、快適に暮らせる住環境の向上を図ります。

これらの取組を重点的に進めながら、産業振興や生活利便性の向上、市民生活の安全確保を図ることで安心・安全で活力を生み出すまちづくりを行います。

2 人を育て、人が輝くまちづくり

- 子育てしやすい環境づくり
- 自ら学び、自ら考える、生きる力の育成
- 市民の主体的な健康づくりの支援
- たがいに支え合える地域づくり

松原市のこれからの担う人づくりに関する柱で、幼児教育の充実や生きる力を育むため、小中一貫教育²⁵をはじめとする様々な取組の検討、国際感覚を育む海外交流等、魅力ある教育を展開します。加えて学校施設の長寿命化等、適切な維持管理やインターナショナルセーフスクール等の取組により、児童・生徒が安心して学ぶことができる魅力ある学校園づくりを、保護者・地域と連携して進めます。

また、生涯にわたって健やかに暮らすことができるよう、主体的な健康づくりの支援や生活習慣病予防等、身体健康づくり、高齢者の居場所づくり等による心の健康づくりを進め、健康寿命の延伸につなげるとともに、引き続き、救急医療を含めた医療体制の確保に努めます。

さらに、高齢者福祉施策、障害者福祉施策などの充実とともに、地域における見守りや支え合いを推進していくため、担い手の育成や認知症施策の取組、障害者の就労支援等、性別や年齢、障害の有無等に関わらずたがいに支え合うことができるまちづくりを目指します。

これらの取組を重点的に進めながら、子育てしやすい環境づくりや一人ひとりが大切にされる共生社会²⁶の形成等により、未来を担う人を育て、人が輝くまちづくりを行います。

3 魅力を発信し、市民と共に進めるまちづくり

- まちの魅力づくりと効果的な発信
- セーフコミュニティ活動の推進
- 地域コミュニティの活性化

まちの魅力を広く市内外に発信し、活用していくしくみづくりに関する柱で、「行ってみたい」「住んでみたい」「暮らし続けたい」と感じるまちとなるよう、地方創生による移住・定住促進や観光・文化・芸術・スポーツ等の魅力の磨き上げや掘り起こし、効果的に発信していく取組を推進します。

また、台湾台北市文山区やオーストラリア等、海外との交流を深め、国際交流の機会を増やすことで、国際社会に対応する青少年の育成を進めるまちとしての魅力の向上・発信を進めていきます。

さらに、セーフコミュニティ活動の推進や地域防災力を向上することで安心・安全なまちのしくみづくりを進めるとともに、地域の組織力の強化や、活動の拠点づくり等、地域コミュニティの活性化を図ることで、地域のつながりをより強いものとしていきます。

これらの取組を重点的に進めながら、日本一活気あふれるまちを目指して、松原市の魅力を発信し、市民と共に進めるまちづくりを行います。

25 小中一貫教育：小学校と中学校の課程を9年間一貫性のあるものにした学校制度。

26 共生社会：障害の有無や男女差、年齢差などに関わらず、誰もがたがいの人権を尊重し、いきいきと生活できる社会。

基本計画





基本計画

基本計画の概要

第1節 基本計画の目的

基本計画は、基本構想に掲げた将来都市像の実現に向けて、まちづくりの3つの柱に基づき、分野ごとの基本方針と施策を体系化し、取組内容を示すものです。

第2節 基本計画の期間

基本計画の期間は、基本構想と同じく平成31(2019)年からの8年間とします。



「大和川とカモメ」



第3節 基本計画の構成

まちづくりの柱

基本構想において将来都市像を実現するため、主にハード面の整備による「まち」の魅力づくり、主にソフト面からの「人」の魅力づくりを行い、これらの魅力を活用、発信するまちの「しくみ」づくりによる3つの柱として位置付けています。

基本方針

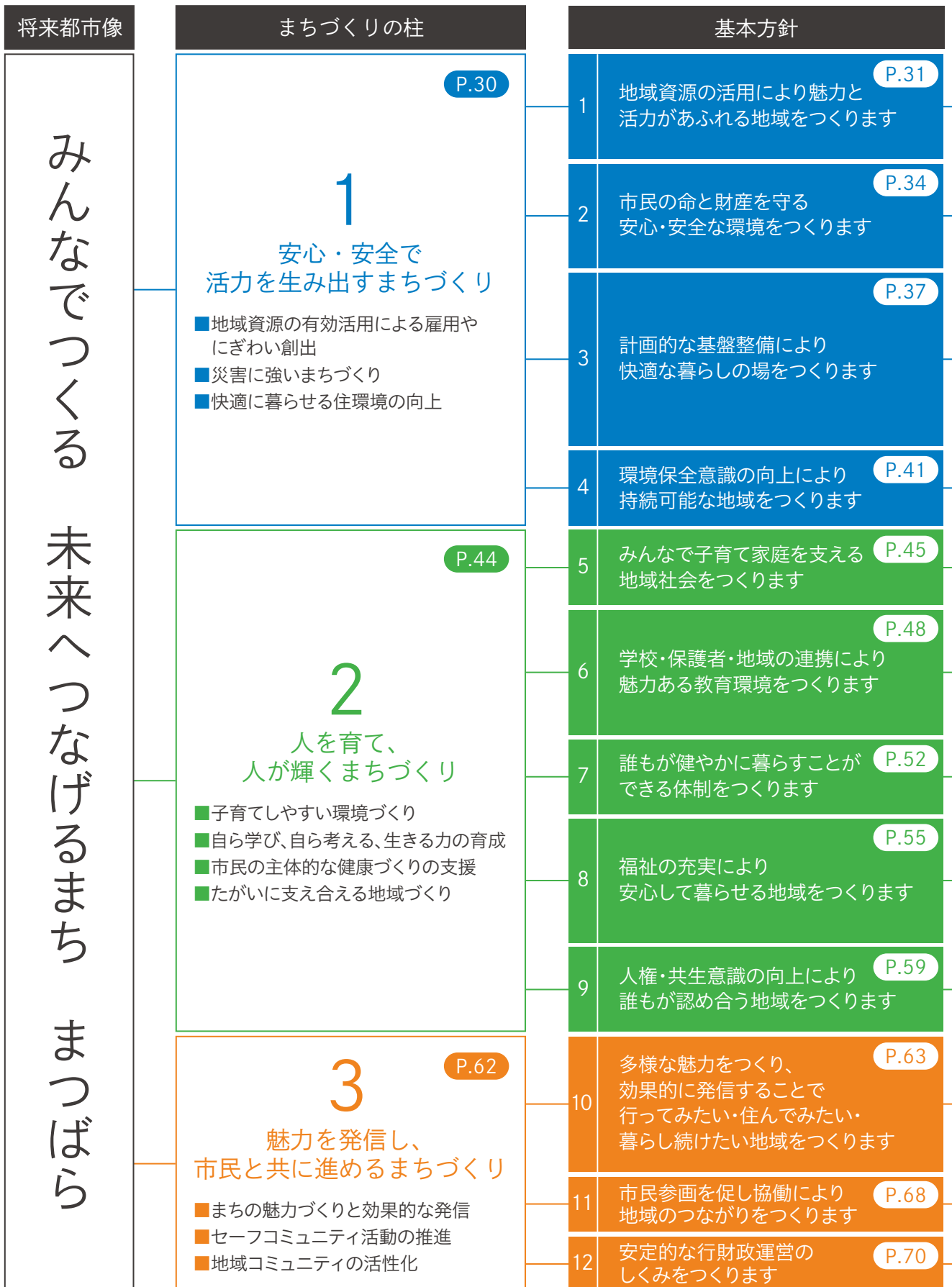
まちづくりの3つの柱に基づき、12の基本方針を設定し、それぞれ「主な課題と対策」「まちづくりの方向性」を定めます。

施策

基本方針を実現するための方策として33の施策を設定し、まちづくりを「どのように実施するか」を定めます。

取組項目

施策を実施するための具体的な手段として、主な事業等の内容を定めます。



施策			取組項目	
1	魅力ある都市空間づくり	P.32	①未利用地を活かした土地利用	②良好な市街地の形成
2	産業の活性化	P.32	①中小企業の経営支援	②商業サービスの充実支援 ③農業振興の支援
3	企業誘致と安定的な雇用の創出	P.33	①企業誘致の推進	②雇用環境の充実
4	防災・減災の推進	P.35	①地域防災力の向上	②防災体制の強化 ③災害に強い地域づくり
5	消防・救急体制の充実	P.35	①消防体制の充実	②救急体制の充実
6	防犯・交通安全の推進	P.36	①防犯体制の充実	②交通安全体制の充実
7	道路・公共交通の整備	P.38	①幹線道路の整備、維持管理	②生活道路の整備、維持管理 ③歩行空間の確保
8	良好な住環境づくり	P.39	①暮らしやすい住環境の充実	②市営住宅の適切な管理 ③公園の整備、維持管理と緑化推進
9	空き家対策の推進	P.39	①空き家等の適正管理及び利活用の促進	
10	上下水道事業の推進	P.40	①上水道の整備、維持管理	②下水道の整備、維持管理 ③効率的・安定的な事業運営
11	生活環境の保全	P.42	①ごみの分別化・減量化・資源化の推進	②安定的なごみ処理の推進 ③地域ぐるみの生活環境の保全
12	環境負荷の少ない地域づくり	P.43	①地球環境にやさしい暮らし方の普及	②身近な自然環境の保全
13	子育て・子育ての推進	P.46	①地域と連携した子育て見守り体制の充実	②子育て環境の充実 ③妊娠期からの支援の充実
14	保育サービスの推進	P.47	①ニーズに応じた保育の充実	②子育てと仕事の両立支援
15	魅力ある学校園づくり	P.49	①特色ある教育の充実	②地域ぐるみの学校支援 ③幼児教育の充実
16	青少年健全育成の推進	P.51	①青少年を守り育てる地域づくり	
17	多様な生涯学習の推進	P.51	①生涯学習の充実	②社会教育の充実
18	健康づくり・介護予防の推進	P.53	①市民主体の健康づくりの推進	②生活習慣病予防の推進 ③介護予防の充実
19	地域医療の推進	P.54	①地域医療体制の充実	②救急医療体制の推進
20	地域福祉の推進	P.56	①地域包括ケアシステムの充実	②地域の支え合い、助け合いの促進 ③生活困窮者への支援
21	高齢者福祉の推進	P.57	①介護サービスの充実	②高齢者の生きがいづくり
22	障害者福祉の推進	P.58	①障害者の就労支援の充実	②障害福祉サービスの充実 ③障害者の社会参加の促進
23	人権尊重の推進	P.60	①人権教育・啓発の充実	②人権擁護機能の充実
24	男女共同参画の推進	P.60	①男女共同参画意識の向上	
25	多文化共生の推進	P.61	①多文化共生の地域づくり	②非核平和社会の実現
26	移住・定住対策の推進	P.64	①移住・定住支援の充実	
27	まちの魅力の創造・発信	P.64	①松原ブランドの確立	②観光資源の掘り起こしと有効活用 ③まちへの愛着醸成
28	歴史・文化の保全・活用	P.66	①文化財の保全と活用	②文化芸術活動の促進
29	スポーツの振興	P.67	①生涯スポーツへの支援	②競技スポーツへの支援
30	市民協働の推進	P.69	①協働のしくみづくり	②協働を担う人材育成
31	地域コミュニティの活性化	P.69	①地域コミュニティ活動の促進	②セーフコミュニティ活動の促進
32	計画的な財政運営の推進	P.71	①財政健全化に向けた取組の充実	②財産管理の充実
33	適切な行政運営の推進	P.71	①行政サービスの質の向上	

基本計画

まちづくりの柱

1



安心・安全で
活力を生み出す
まちづくり

基本方針 1

地域資源の活用により魅力と活力があふれる地域をつくりま

主な課題と対策

- ・全国的に有効求人倍率は改善傾向にありますが、非正規雇用者の割合が上昇しており、様々な働き方に対応した雇用の確保が必要です。
- ・本市では 20 ～ 30 歳代の転出超過者の数が多いことが、継続的な人口減少の要因となっており、若者のニーズに即した新たな雇用の創出が必要です。
- ・多様な働き方やニーズに即した雇用の確保・創出を図ることが求められており、企業誘致や起業支援による受け皿確保や就職希望者と事業者とのマッチング等が必要です。
- ・土地利用について「商業地を増やし生活利便性を高める」「幹線道路沿道の土地活用」などに力を入れるべきという意見が多く、未利用地を活用した土地利用による生活利便性向上が求められています。(市民アンケートより)
- ・産業活性化について「駅周辺の商店の活性化」「企業や研究機関の誘致」に力を入れるべきという意見が多く、生活利便性向上と合わせ、多様な雇用の確保が求められています。(市民アンケートより)

まちづくりの方向性

雇用の創出や交流を生み出し、市内外から訪れる「人が集まる場所」の形成や、商業、工業、及び住宅地の共存による生活利便性の向上を図り、移住・定住を促進するまちづくりを行います。

■ 施策体系図

施策 1 魅力ある都市空間づくり

① 未利用地を活かした土地利用

② 良好な市街地の形成

施策 2 産業の活性化

① 中小企業の経営支援

② 商業サービスの充実支援

③ 農業振興の支援

施策 3 企業誘致と安定的な雇用の創出

① 企業誘致の推進

② 雇用環境の充実

施策

1

魅力ある都市空間づくり

取組項目①未利用地を活かした土地利用

市街化調整区域やため池、主要幹線道路沿道等の有効活用に向け、地域との協働のまちづくりを進めます。企業や大規模集客施設等の土地利用の誘導をはじめ、まちの魅力や活力を高める計画的な土地利用を図るとともに、市街化区域への編入を推進します。また、高速道路高架下等についても、有効活用を図ります。

取組項目②良好な市街地の形成

開発等においては、身近な自然、農地への配慮を行い、居住・産業等の機能が整った良好な市街地の形成に努めます。

施策

2

産業の活性化

取組項目①中小企業の経営支援

事業資金のあっせんや松原商工会議所の実施する経営支援、相談等に対する補助等、本市の経済において重要な役割を果たす中小企業の経営改善・拡大、事業承継等への取組を支援します。

取組項目②商業サービスの充実支援

市内の商業環境を明らかにした上で、市民の生活ニーズに応える商業サービスの確保を図るとともに、商店街等と地域住民が連携して取り組む事業のさらなる活性化を図ります。

取組項目③ 農業振興の支援

6次産業化²⁷による農産物の付加価値の向上等、都市近郊型農業の特性を活かした取組や後継者対策等を進めるとともに、直売所への支援や学校給食への地産産野菜の納入等、地産地消²⁸を推進します。また、環境保全、防災機能等の農地の持つ多面的な機能の活用を進めます。



施策

3

企業誘致と安定的な雇用の創出

取組項目① 企業誘致の推進

交通基盤等の立地特性を活かし、企業や大規模集客施設の誘致を進めるため、松原市企業立地促進制度の周知等により、市内企業の流出を防ぐとともに、産業の活性化と新たな雇用の創出を図ります。

取組項目② 雇用環境の充実

求人・求職情報の発信や就労に向けた相談、企業と求職者のマッチング²⁹等、きめ細かな支援を行うとともに、企業に対する働きかけにより、市内における働きやすい雇用環境づくりの支援を行います。

27 6次産業化：1次産業（農林漁業等）、2次産業（製造業等）、3次産業（小売、サービス業等）を組み合わせることで付加価値を高めること。

1+2+3 = 6 または 1 × 2 × 3 = 6 という計算から6次産業と呼ばれる。

28 地産地消：地域で作られた農産物等を、その地域内で消費すること。

29 企業と求職者のマッチング：仕事を求める求職者と労働力を求める企業をつなぐこと。あるいは、企業同士をつなぐこと。

基本方針2

市民の命と財産を守る 安心・安全な環境をつくります

主な課題と対策

- ・全国各地で自然災害が発生している中、災害による被害を最小限に食い止めるため、防災体制の強化や地域における自助・共助の取組が重要となっており、市民の防災意識の向上や自主防災組織³⁰が結成されていない町会等に対する結成促進が必要です。
- ・本市では公共施設の耐震化がほぼ完了しており、地震による被害の軽減を図るためには住宅等の耐震化を促進していくことが必要です。
- ・「災害に強いまちづくり」「犯罪のないまちへの防犯対策」は重要度が高く、さらなる安心・安全な地域づくりに向けた取組が求められています。(市民アンケートより)

まちづくりの方向性

地域における防災訓練等の参加機会を通じ、市民一人ひとりが自分たちのこととして防災・防犯等に関心や興味を持ち、安心・安全意識を高めることで自助・共助の取組を推進するとともに、災害に強い基盤の整備や災害発生時の対応の強化等、地域の安心・安全のための環境づくりを進めます。

■ 施策体系図

施策4 防災・減災の推進

① 地域防災力の向上

② 防災体制の強化

③ 災害に強い地域づくり

施策5 消防・救急体制の充実

① 消防体制の充実

② 救急体制の充実

施策6 防犯・交通安全の推進

① 防犯体制の充実

② 交通安全体制の充実

30 自主防災組織：地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成・活動する防災組織。

施策

4

防災・減災の推進

取組項目①地域防災力の向上

学校や事業所での防災訓練のほか、地域防災ネットワークプロジェクト訓練等を通じ、子育て世代をはじめとした市民の防災意識の高揚を図るとともに、地域における避難行動要支援者³¹の情報共有、活用や自主防災組織の結成、活動支援、各種補助制度を通じて、自助・共助に向けた取組の充実を図ります。

取組項目②防災体制の強化

防災無線等の機器の維持管理による災害発生時の情報伝達手段の確保等、災害に強い環境づくりとともに、適切な避難情報を発令できる体制整備、円滑な災害応急対応を図るための体制整備を推進します。

取組項目③災害に強い地域づくり

道路等の基盤整備をはじめ、住宅等の耐震化、不燃化を促進するとともに、住宅密集地の更新に努め、災害に強い地域をつくります。

施策

5

消防・救急体制の充実

取組項目①消防体制の充実

消防職員及び消防団員の消火・救助技術の向上、消防水利³²、車両、機械の計画的な整備はもとより、指令業務の共同運用を検討し、消防力の強化を図るとともに、火災予防対策の推進として、防火対象物への立入検査と是正指導を強化し、消防関係機関との連携により火災予防の普及啓発を図ります。

31 避難行動要支援者：高齢者、障害者の防災施策において特に配慮が必要な人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人。

32 消防水利：消火活動を行うために使用する消火栓などの水利施設。

取組項目②救急体制の充実

高度化する救急業務に対応するため、職員の知識・技術の向上を図るとともに、市内に在住、在勤、在学する人に応急手当を指導・啓発することで、救急車が到着するまでの間に、適切な応急手当ができる人材を育成します。

施策

6

防犯・交通安全の推進

取組項目①防犯体制の充実

地域や警察との連携により、市民の防犯意識の啓発を図るとともに、防犯カメラや防犯灯の設置促進等、地域における防犯環境づくりの支援を行います。

取組項目②交通安全体制の充実

市内の危険箇所への交通安全施設の計画的な整備等、交通安全の環境づくりとともに、交通安全啓発活動や交通安全教室等を通じ、交通安全知識や交通マナーの向上を図ります。



基本方針3

計画的な基盤整備により 快適な暮らしの場をつくります

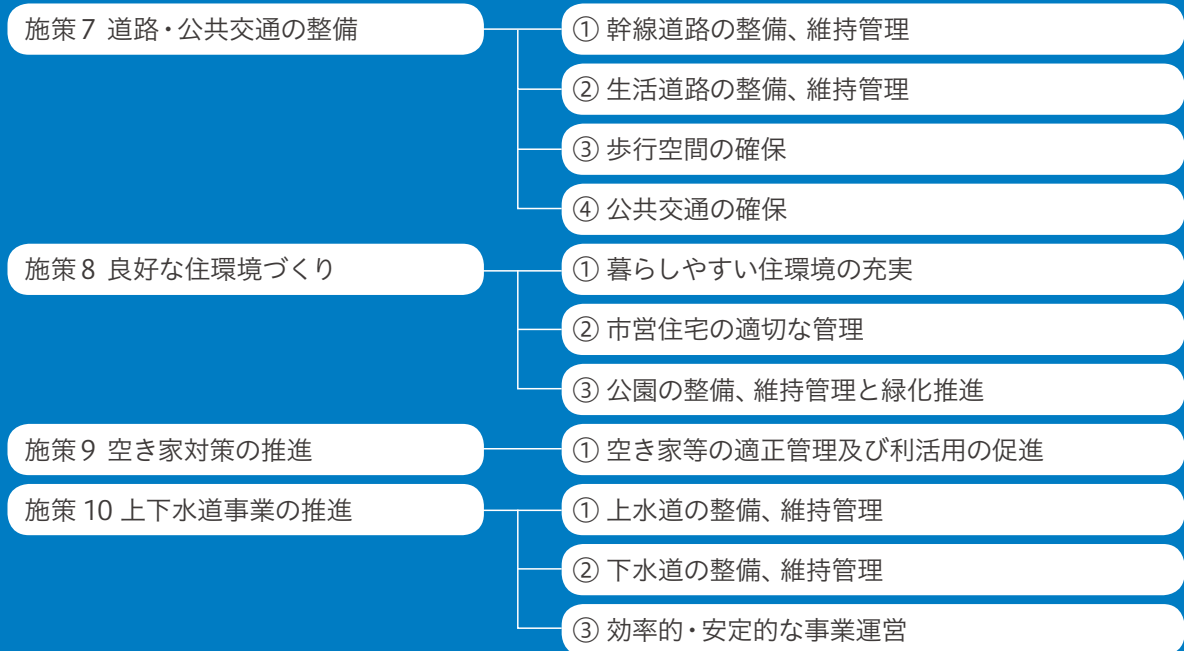
主な課題と対策

- ・本市の既成市街地における生活道路は、狭あい道路が多く、歩行者等の安全な通行の確保や、災害時や消防・救急活動の円滑化を図るため、拡幅等の改善が必要です。
- ・本市の上下水道や道路施設等のインフラ³³は老朽化が進んでおり、安心・安全な市民生活を維持するためには、計画的な維持管理、耐震化等が必要です。
- ・全国的に高齢化の進展等に伴う管理不十分な空き家等の増加が社会問題となっており、本市でも増加傾向が見られることから、地域における空き家等の現状把握や所有者への働きかけが必要です。
- ・「市道の整備」「生活道路の整備」「良好な住環境づくり」「公園、緑地などの整備」は重要度が高く、ニーズに応じた計画的な整備が求められています。(市民アンケートより)

まちづくりの方向性

市民生活の安心・安全で良好な環境をさらに充実させるため、道路をはじめ、公園や上下水道等の基盤整備や空き家対策を進めます。

■ 施策体系図



33 インフラ：インフラストラクチャーの略称。電気、ガスなどのエネルギー関連のほか、公共施設、道路、橋など生活基盤全般。

施策

7

道路・公共交通の整備

取組項目①幹線道路の整備、維持管理

長期的視点に立ち幹線道路の体系的な整備を進めるとともに、効果的かつ効率的な道路の維持管理を行います。

取組項目②生活道路の整備、維持管理

狭あい道路における拡幅等、安全で快適な生活道路の整備を進めます。また、計画的な維持管理により、道路の長寿命化を図ります。

取組項目③歩行空間の確保

歩行者の安全性や快適性を高める歩道整備や、駐輪場の利用促進、放置自転車対策を継続的に進め、歩行空間等の確保を図ります。

取組項目④公共交通の確保

市内移動の充実に向けた交通の確保のため、事業者等との連携により、公共交通網の維持・改善を図るとともに、市内公共施設循環バスぐるりん号の利便性向上に取り組み、あわせて、駅のバリアフリー³⁴化を促進します。



34 バリアフリー：日常生活上の物理的、精神的な障害を取り除くこと。段差の解消や多言語表示など。

施策

8

良好な住環境づくり

取組項目①暮らしやすい住環境の充実

都心への交通利便性を活かした住宅地の誘導や既存の住宅地における更新等による良好な住環境の確保、ユニバーサルデザイン³⁵の考え方を基本とした円滑な移動の確保、憩いと交流の場の確保等福祉の視点を踏まえた誰もが暮らしやすい住環境づくりを行います。

取組項目②市営住宅の適切な管理

市営住宅の計画的な整備や若者をはじめとした入居促進策の検討、効率的な維持管理・修繕等による長寿命化を図り、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、適切な運営を行います。

取組項目③公園の整備、維持管理と緑化推進

公園の計画的な整備や長寿命化に向けた維持管理を進めるとともに、地域との協働による公園の維持管理やまちの緑化の充実を図ります。

施策

9

空き家対策の推進

取組項目①

空き家等の適正管理及び利活用の促進

管理不十分な空き家等の増加を防ぐため、適切に現状を把握し、所有者に対して適正な管理、有効活用を促すとともに、空き家等に関する相談体制の充実を図ります。

35 ユニバーサルデザイン：障害の有無や年齢、性別、国籍等にかかわらず誰もが使いやすいようにデザインされた製品、情報、生活環境のこと。

施策

10

上下水道事業の推進

取組項目① 上水道の整備、維持管理

安心・安全な水道を目指し、水道施設の適切な維持管理に基づく効率的な更新を行うとともに、災害に強い強靱な水道施設の構築を進めます。

取組項目② 下水道の整備、維持管理

汚水管の未整備地区の解消を進めるとともに、適切な維持管理を計画的に行います。また、雨水管や雨水取込施設の整備、既存水路の有効活用を進め、浸水不安の解消を図ります。

取組項目③ 効率的・安定的な事業運営

将来にわたり上下水道サービスを安定的に提供していくため、中長期的な視点に立った経営戦略を策定し、効率的な事業運営により収益の確保や費用の削減をはじめとする、財政基盤の強化と経営マネジメントの向上を図ります。



基本方針 4

環境保全意識の向上により 持続可能な地域をつくります

主な課題と対策

- ・温室効果ガス³⁶の排出削減による地球温暖化防止を図る国際的な取組が進められており、市民の生活や企業の事業活動においても省エネやごみの減量化・資源化など、身近な取組を通じて、環境への負荷を低減していくことが必要です。
- ・「ごみの分別化、リサイクル活動の推進」「公害のないまちづくり」の重要度が高く、こうした市民の環境保全意識を行動につなげる取組が求められています。(市民アンケートより)

まちづくりの方向性

市民や企業との協働により、ごみの減量化・資源化など生活に身近な取組を通じ、子どもから大人まで環境保全意識の向上を図り、誰もが住み良い環境を守ります。

■ 施策体系図

施策 11 生活環境の保全

- ① ごみの分別化・減量化・資源化の推進
- ② 安定的なごみ処理の推進
- ③ 地域ぐるみの生活環境の保全

施策 12 環境負荷の少ない地域づくり

- ① 地球環境にやさしい暮らし方の普及
- ② 身近な自然環境の保全

36 温室効果ガス：二酸化炭素、メタンなど人為的な活動によって大気中に放出され、地球温暖化の原因となっているもの。

施策

11

生活環境の保全

取組項目①

ごみの分別化・減量化・資源化の推進

ごみの分別収集を徹底するとともに、さらなる減量化・資源化を図るなど循環型社会³⁷を構築するための市民や事業者への意識啓発を行います。

取組項目② 安定的なごみ処理の推進

広域連携による処理体制を通じ、市内から排出されたごみの適正かつ安定的なごみ処理を実施します。

取組項目③ 地域ぐるみの生活環境の保全

市民や関係機関等との連携により、松原市きれいなまちづくり条例を推進し、まちの美化促進、不法投棄への監視体制等の強化を図るとともに適正なし尿処理や浄化槽の維持管理の促進、公害の発生防止等、生活環境の保全に努めます。



37 循環型社会：有限の資源を効率的に利用・再利用することで、自然と社会が持続可能な形で循環していく社会。

環境負荷の少ない地域づくり

取組項目①

地球環境にやさしい暮らし方の普及

温室効果ガス排出量の削減に向けた啓発活動や再生可能エネルギー³⁸の普及促進等により、市民の地球温暖化防止の意識の向上を図り、地球環境にやさしい暮らし方を普及していきます。

取組項目②身近な自然環境の保全

生活排水対策や河川の清掃等の啓発活動を通じて、子どもから大人まで市民の身近な自然環境の保全の意識を高めます。



38 再生可能エネルギー：太陽光・太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、資源の枯渇が無く、繰り返し利用可能なエネルギー。

基本計画

まちづくりの柱

2



人を育て、
人が輝く
まちづくり

基本方針5

みんなで子育て家庭を支える 地域社会をつくります

主な課題と対策

- ・本市においても年度途中の待機児童が発生している中、幼児教育・保育の無償化により、保育ニーズがさらに高まる可能性があるため、少子化も踏まえながら計画的な受け皿の確保が必要です。
- ・子どもへの虐待や面前 DV³⁹ などが社会問題となっており、本市における相談件数も増加していることから、早期発見・早期対応が可能となる地域づくりが必要です。
- ・核家族化や少子化の影響により、子育て中の親が地域で孤立してしまうケースが見られることから、相談体制や居場所づくりなどにより、在宅で子育てをしている親の孤立を防ぎ、社会からの疎外感をやわらげる対策が必要です。
- ・「保育所定員の拡充による待機児童ゼロ対策」「いざという時に子どもを預けられる保育サービス」などに力を入れるべきという意見が多く、安心して預けることができる受け皿の確保が求められています。（市民アンケートより）

まちづくりの方向性

地域の力を活用して、子育て中の親が悩みや不安を抱えることを減らすとともに、虐待へとつながるようなケースを未然に防ぐことにより、「ひとりで子育てをさせない」地域社会をつくります。

■ 施策体系図

施策 13 子育て・子育ての推進

① 地域と連携した子育て見守り体制の充実

② 子育て環境の充実

③ 妊娠期からの支援の充実

施策 14 保育サービスの推進

① ニーズに応じた保育の充実

② 子育てと仕事の両立支援

39 面前 DV：DV はドメスティックバイオレンスの略称で、配偶者間や恋人間での暴力のこと。面前DVは子どもの前で配偶者等に暴力をふるったり、暴言を吐いたりする行為。

施策

13

子育て・子育ての推進

取組項目①

地域と連携した子育て見守り体制の充実

ファミリーサポートセンター⁴⁰ や子育て支援協力員⁴¹ 等、地域の人材を活用した子育て支援体制の充実を図るとともに、養育支援家庭訪問や関係機関との連携による児童虐待の未然防止や早期対応を図ります。

取組項目②子育て環境の充実

地域の子育て支援拠点等の居場所づくりや子育て支援部門と母子保健部門の連携による相談支援体制の強化など、安心して子育てでき、子どもが健全に育つ環境づくりとともに、困難を抱える子育て家庭への生活支援、学習支援、就業支援、経済的支援や子どもの発達支援、子どもの居場所づくり等の充実を図ります。また、障害のある子どもが地域で安心して支援を受けられるよう体制の充実を図ります。



40 ファミリーサポートセンター：子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と、手助けをしたい人（援助会員）を結ぶ会員制のサービス。

41 子育て支援協力員：地域で子育てに悩む保護者の身近な相談窓口役。



取組項目③妊娠期からの支援の充実

子育て世代包括支援センター⁴²を中心に、妊娠期から子育て期の切れ目のない包括的な支援を行うとともに妊娠・出産に関する相談業務や経済的支援等、安心して子どもを産み育てられる体制づくりに取り組みます。



基本計画

施策

14

保育サービスの推進

取組項目①ニーズに応じた保育の充実

保育所における待機児童ゼロの継続、定員内保育の確保を図るなど、保育内容の充実と質的向上に取り組むとともに、各種保育サービスの周知と適切な利用に向けた支援を行います。

取組項目②子育てと仕事の両立支援

幼児教育の充実と多様化する保育ニーズに柔軟に対応するため、認定こども園の整備と適切な運営を行うとともに、幼稚園における預かり保育や、留守家庭児童会⁴³における支援体制の充実に取り組みます。

42 子育て世代包括支援センター：妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う、ワンストップ型の相談窓口。

43 留守家庭児童会：日中保護者が家庭にいない小学生に対し、授業終了後に遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る保育事業。学童保育。

基本方針6

学校・保護者・地域の連携により 魅力ある教育環境をつくります

主な課題と対策

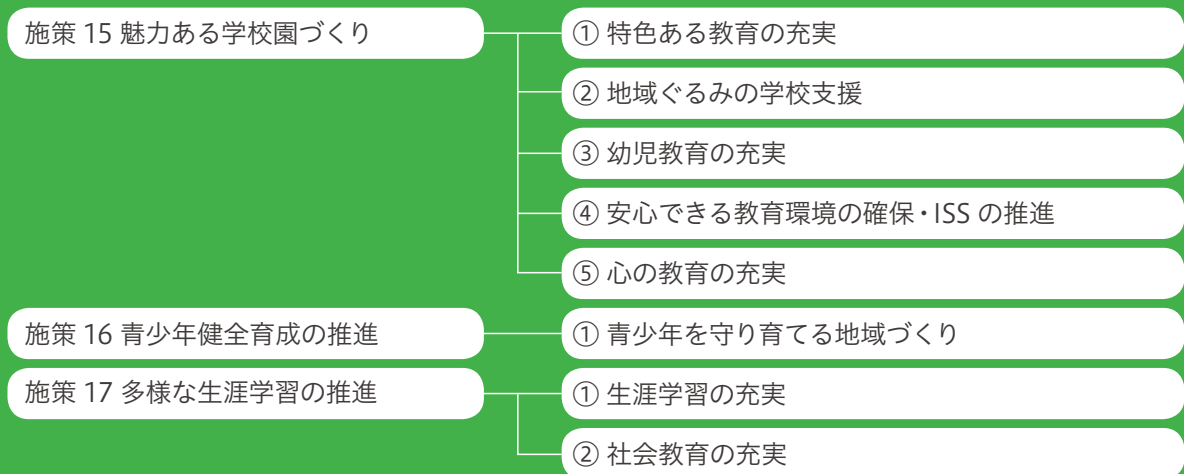
- ・ 確かな学力を培い、自尊感情⁴⁴を育み、豊かな心を育成し、健やかな体を養う取組を進め、子どもが予測困難な社会と向き合い人生を切り拓くことができる「生きる力」を育むため、新学習指導要領に基づいた教育を展開することや、地域・保護者等と教育の目指すところを共有・連携しながら一体となって子どもの育成に関わる、いわゆる「社会に開かれた教育」の実現、子どもの貧困や不登校児童生徒に対する学習支援の場の充実が必要です。
- ・ 個人の価値観やライフスタイルの変化、高齢化の進展等を背景として、生涯学習へのニーズが高まっており、誰もが学び続けられる機会や学習の成果を活用できる場の確保が必要です。
- ・ 「幼稚園や小中学校の学校教育」の重要度が高く、教育に対する期待が高いことから引き続き学校教育の充実が求められています。(市民アンケートより)

まちづくりの方向性

小中学校9カ年を見通し、子どもの学力を向上させ、豊かな心を育み、健やかな体を育成する取組を進めるとともに、就学前教育との接続、連携を一層推進することで、「生きる力」を育む教育の充実を図ります。加えて、地域・保護者・学校が教育の目指すところを共有し、連携して子どもの育成に関わる体制を充実させ、地域ぐるみの学校教育支援を進めるなど、特色ある教育を推進します。

また、多様なニーズに応じて誰もが学び続けることができ、その成果を活用できる生涯学習を推進します。

■ 施策体系図



44 自尊感情：自分には価値があり尊重されるべき存在であると思える感情のこと。

魅力ある学校園づくり

取組項目① 特色ある教育の充実

小中一貫教育による子どもの育ちの連続性を踏まえた指導に取り組み、自ら学び自ら考える生きる力を育むとともに、国際感覚を育む海外交流等により国際社会において活躍できる人材の育成、ICT⁴⁵を活用した授業やプログラミング教育⁴⁶等、特色ある教育の充実を図ります。

取組項目② 地域ぐるみの学校支援

大学生等のボランティアによる放課後やげんき塾⁴⁷での学習支援など、地域と一体となった総合的な教育活動の推進に取り組むとともに、地域教育協議会での取組等を通じ、様々な交流を促進するなど、教育コミュニティづくりを推進します。

取組項目③ 幼児教育の充実

生きる力の基礎を養い小学校教育との円滑な接続を図る幼児教育の推進や幼保連携による教育・保育の質の向上に向けた取組を実施します。



45 ICT：情報伝達技術。

46 プログラミング教育：コンピューターに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験しながら、論理的な思考力を育むための教育。

47 げんき塾：児童・生徒が主体的に自主学習でき、わからないところや教えてほしいところをサポートする事業。

取組項目④

安心できる教育環境の確保・ISSの推進

全小中学校におけるインターナショナルセーフスクール (ISS) の取組や、安全でおいしい学校給食の提供、児童生徒の安全面の確保や教育環境の改善のための学校施設の適切な維持管理と老朽化対策を進めるとともに、障害のある児童生徒や医療的ケアが必要となる児童生徒等のニーズに応じて適切な指導、支援が行えるよう、各学校・園の体制の充実を図ります。

取組項目⑤心の教育の充実

道徳の教科化等への対応を含めた子どもの心の育成に配慮した教育活動や、スクールカウンセラー⁴⁸ やスクールソーシャルワーカー⁴⁹ 等と各学校担当者との連携強化等、いじめの未然防止、早期発見・対応、心のケア体制等の充実を図ります。



48 スクールカウンセラー：教育機関において主に児童・生徒の心理的な相談業務を行う専門職。

49 スクールソーシャルワーカー：児童・生徒の日常生活や家庭環境による問題を、関係者などに働きかけ解決を図る社会福祉の専門職。

青少年健全育成の推進

取組項目① 青少年を守り育てる地域づくり

青少年健全育成に係る関係団体・学校・家庭・地域との連携のもと、体験活動や社会参加の促進、青少年が健全に育つ環境づくりとともに、放課後や夏休みの子どもの居場所づくりや、ひきこもり等の課題を抱えた青少年のためのセーフティネット⁵⁰の構築等、社会的自立に向け、一人ひとりの状態や状況に応じたきめ細かな支援を行います。

多様な生涯学習の推進

取組項目① 生涯学習の充実

まつばらテラス(輝)⁵¹等の学びや活動、交流の場において、市民のニーズや各世代に応じた生涯学習講座の開催など、多様な学習機会を創出するとともに、学習成果の活用に向けた取組を推進します。



取組項目② 社会教育の充実

市民の社会教育ニーズに応えることができるよう、老朽化対策による安全面の確保や各種機能の拡充により公民館、図書館、文化会館等の施設の有効活用を図り、市民の読書環境の充実や社会教育活動を促進します。

50 セーフティネット：網の目のようにきめ細やかに支援の網が張り巡らされた状態。

51 まつばらテラス(輝)：高齢者の福祉の増進や介護予防の推進、子どもたちの育成と支援、生涯学習の充実を図るとともに、市民相互の交流を促進するため平成29年1月にオープンした施設。

基本方針7

誰もが健やかに暮らすことができる体制をつくります

主な課題と対策

- ・高齢化の進展により、介護にかかる費用や介護者の負担が大きくなっていることから、国では健康寿命延伸や生活習慣病予防に力を入れており、誰もが生涯にわたって健康を維持していくため、健診の受診勧奨によるがんや生活習慣病の予防・早期発見、健康教育などを通じた主体的な健康づくりや介護予防の推進が必要です。
- ・「休日急病診療や救急など医療の充実」「生活習慣病予防のための特定健診やがん検診の充実」などに力を入れるべきという意見が多く、安心できる医療体制や、自ら取り組むことができる健康づくりなどが求められています。(市民アンケートより)

まちづくりの方向性

健康づくり・介護予防に対する市民の意識を高めるため、若い頃からの健康づくりや生活習慣病予防に主体的に取り組むことができるよう、教育・啓発を強化するとともに、地域医療の推進を図ります。

■ 施策体系図

施策 18 健康づくり・介護予防の推進

- ① 市民主体の健康づくりの推進
- ② 生活習慣病予防の推進
- ③ 介護予防の充実
- ④ 母子保健の推進

施策 19 地域医療の推進

- ① 地域医療体制の充実
- ② 救急医療体制の推進

健康づくり・介護予防の推進

取組項目①市民主体の健康づくりの推進

疾病予防や早期発見・早期治療に向けた健康診査や各種検診、予防接種、健康教室、健康相談等を通じ、市民の主体的な健康づくりにつなげるとともに、健康寿命の延伸につながるロコモティブシンドローム⁵²やフレイル⁵³の予防に取り組みます。また、うつ予防やストレス解消など、こころの健康づくりの普及啓発を図ります。

取組項目②生活習慣病予防の推進

メタボリックシンドローム⁵⁴の早期予防・改善に重点を置いた特定健康診査・特定保健指導や、学校や地域における食育の推進などによる食生活をはじめとした生活習慣の改善を通じた健康づくりを支援するとともに、がんに対する正しい知識を持つためのがん教育を行います。

取組項目③介護予防の充実

高齢者の自立した生活の維持や健康寿命延伸のための介護予防事業の充実とともに、高齢者等の地域住民の力を活用した生活支援サービスの充実による地域での介護予防を支援する体制づくりを行います。



52 ロコモティブシンドローム：運動器の衰えが原因で移動機能が低下している状態。

53 フレイル：運動機能や認知機能等が低下し、慢性疾患の併存などにより心身の脆弱性が見られるが、適切な介入・支援により生活機能の維持向上が可能な状態。

54 メタボリックシンドローム：内臓脂肪が増え、生活習慣病や血管の病気になりやすくなっている状態。

取組項目④ 母子保健の推進

妊婦と乳幼児の健康診査、予防接種等の事業とともに、妊娠・出産に関する相談業務や経済的支援等の制度の周知と適切な利用促進を図ります。



施策

19

地域医療の推進

取組項目① 地域医療体制の充実

かかりつけ医を持つことの普及、医師会との連携、身近な診療所や病院のネットワークの強化により、市民の医療ニーズに対応した質の高い地域医療の提供体制を構築するとともに、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局についても普及を図るなど、地域医療を支える体制の確保に取り組みます。

取組項目② 救急医療体制の推進

市民が安心して生活することができるよう、救急医療体制及び小児休日急病診療体制を確保するとともに制度の周知を図ります。

基本方針 8

福祉の充実により安心して暮らせる 地域をつくります

主な課題と対策

- ・ライフスタイルや価値観の多様化により、地域のつながりが希薄化しており、認知症など支援を必要とする高齢者等の増加が見込まれる中、地域における福祉の担い手確保、育成や誰もが住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域包括ケアシステム⁵⁵の構築が必要です。
- ・「高齢者福祉施設の整備や施策」「障害者自立支援施設の整備や施策」の重要度が高く、支援が必要になった時に安心して暮らすことができる環境づくりが求められています。(市民アンケートより)

まちづくりの方向性

高齢者福祉だけでなく障害者福祉など、分野を超えたネットワークを構築することで、誰もが安心して住み慣れた地域での暮らしを続けながら、必要な支援を受けることができるしくみをつくとともに、地域における支え合い、助け合いの担い手となる人づくりを行います。

■ 施策体系図

施策 20 地域福祉の推進

- ① 地域包括ケアシステムの充実
- ② 地域の支え合い、助け合いの促進
- ③ 生活困窮者への支援
- ④ ひとり親家庭への支援

施策 21 高齢者福祉の推進

- ① 介護サービスの充実
- ② 高齢者の生きがいづくり
- ③ 認知症施策の促進

施策 22 障害者福祉の推進

- ① 障害者の就労支援の充実
- ② 障害福祉サービスの充実
- ③ 障害者の社会参加の促進

55 地域包括ケアシステム：高齢者が要介護状態等になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する体制。

施策

20

地域福祉の推進

取組項目① 地域包括ケアシステムの充実

高齢者をはじめとして誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現に向け、「地域包括ケアシステム」の深化を推進します。

取組項目②

地域の支え合い、助け合いの促進

民生委員・児童委員や自治会等の組織・団体による地域活動や、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動を推進するとともに、地域における各種行事や活動を通して市民同士の交流を促し、地域での福祉コミュニティの形成を目指します。

取組項目③ 生活困窮者への支援

一人ひとりが抱える課題やニーズを把握し、相談機関や適切なサービス、制度につなぐなど、生活全般にわたる包括的な支援を推進するとともに、生活困窮者制度の周知と対象者把握を行い、関係機関と連携し、生活保護制度との一体的な運用に取り組みます。

取組項目④ ひとり親家庭への支援

支援を必要とする家庭を把握するとともに、相談支援や経済支援、就労支援等の事業や制度の利用につなげ、生活の安定と児童の健全な育成を支援し、ひとり親家庭の自立を促進します。

高齢者福祉の推進

取組項目①介護サービスの充実

地域包括支援センター⁵⁶を中心とした保健・医療・福祉に関する相談・支援等の包括的かつ継続的な対応、多様な担い手による介護予防や生活支援につながるサービスを提供するとともに、介護保険事業計画に基づく適切なサービス提供と施設整備、介護保険運営の適正化を図ります。

取組項目②高齢者の生きがいがづくり

高齢者の生きがいがづくりや健康づくりのため、就業支援を目的としたシルバー人材センター⁵⁷の支援、老人クラブの運営支援、まつばらテラス(輝)における多世代交流やイベント、生涯学習講座、ボランティア活動等、高齢者の社会参加の促進を図ります。



取組項目③認知症施策の促進

増加が見込まれる認知症高齢者に対して、相談支援体制の充実を図るとともに、認知症への理解を深めるための普及啓発に取り組みます。

56 地域包括支援センター：高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、介護が必要となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるように支援する機関。

57 シルバー人材センター：労働意欲をもつ高齢者に対して、臨時的、短期的な仕事を提供する組織。

施策

22

障害者福祉の推進

取組項目①障害者の就労支援の充実

障害者が地域で生活を行うために就労支援や日常生活上必要な支援に取り組むとともに、関係機関との連携のもと、就労に関する情報提供や事業者への啓発を行い、一人ひとりの希望や能力、特性に応じた就労や職場への定着を支援します。

取組項目②障害福祉サービスの充実

障害の状況やその年齢に応じて安定した地域生活を送ることができるよう、相談支援体制の充実や適切な障害福祉サービスが利用できるしくみをつくります。

取組項目③障害者の社会参加の促進

障害者の地域移行や社会参加を促進するため、地域における支援体制の強化や相談支援事業の充実、障害者への啓発活動を推進するとともに、市民の障害者への理解促進や障害者差別解消法に基づく合理的配慮⁵⁸の考え方の普及・啓発に取り組みます。



58 障害者差別解消法に基づく合理的配慮：障害者が社会生活を送る上で妨げとなる障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。

基本方針9

人権・共生意識の向上により 誰もが認め合う地域をつくります

主な課題と対策

- ・セクハラ⁵⁹、パワハラ⁶⁰に代表されるハラスメント、夫婦やカップル間のDV、インターネット上での人権侵害やヘイトスピーチ⁶¹、性的マイノリティ⁶²への偏見・差別など人権問題が複雑化、多様化している中、市民が正しい知識と理解を深めるためには多方面にわたる啓発が必要です。
- ・「学校教育における人権教育の充実」などに力を入れるべきという意見が多く、若い頃からの人権意識の啓発が求められています。(市民アンケートより)

まちづくりの方向性

複雑化、多様化する人権問題について、問題点や解決方策などの周知・啓発を強化することで、市民の人権意識を高めます。

■ 施策体系図



59 セクハラ：セクシュアルハラスメントの略称。性的な言動によるいやがらせ。

60 パワハラ：パワーハラスメントの略称。社会的な地位の高い人による、権力や立場を利用したいやがらせ。

61 ヘイトスピーチ：特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動のこと。

62 性的マイノリティ：同性愛者、両性愛者、非性愛者、無性愛者、全性愛者、性別違和を持つ人など、性的少数者の総称。

施策 23 人権尊重の推進

取組項目①人権教育・啓発の充実

情報化の進展に伴い大きな課題となっている SNS⁶³による人権侵害をはじめとし、地域や学校、職場において幅広い年齢層への総合的な人権課題の理解を深める人権教育・啓発活動を推進します。また、ゲートキーパー⁶⁴の養成など、市民・企業・NPO⁶⁵・地域等との連携・協働により、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に取り組みます。

取組項目②人権擁護機能の充実

複雑化、多様化する人権課題へ対応するため、相談支援体制の充実を図るとともに、DVや高齢者虐待等の被害者の安全確保、自立した生活への支援等、必要な体制の整備を進めます。

施策 24 男女共同参画の推進

取組項目①男女共同参画意識の向上

市民が性別に関わりなく、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を実現するため、学校教育や生涯学習の場での意識啓発や相談機能の充実、職場や地域社会等での女性の参画機会の充実や能力開発、学習機会の提供とともに、夫婦やパートナーとの間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた啓発を推進します。

63 SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。Facebook や LINE などインターネットを通じて人と人をつなげるサービス。

64 ゲートキーパー：自殺につながる危険なサインに気づき、傾聴し、適切な相談機関へつなぎ見守ることができる人。

65 NPO：営利を目的とせず、福祉・まちづくり・環境保全・国際交流・災害救援などの様々な社会貢献活動を行う民間組織。

多文化共生⁶⁶の推進

取組項目①多文化共生の地域づくり

国際理解を深めるための学校や地域における教育、各種交流イベント等を実施するとともに、多様な言語の通訳・翻訳ボランティアの育成・確保に取り組むなど、外国籍の市民が生活しやすい環境づくりを進めます。

取組項目②非核平和社会の実現

非核平和宣言都市として、恒久平和の理念に基づき、「核兵器のない平和な社会」の実現に向け、非核平和展の開催をはじめ、次の世代へ戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えるための継続的な取組を進めます。



66 多文化共生：国籍・民族・文化などの違いを認めながら対等な関係を築き、共に生きていくこと。

基本計画

まちづくりの柱

3



魅力を発信し、
市民と共に進める
まちづくり

多様な魅力をつくり、効果的に発信することで 行ってみたい・住んでみたい・ 暮らし続けたい地域をつくります

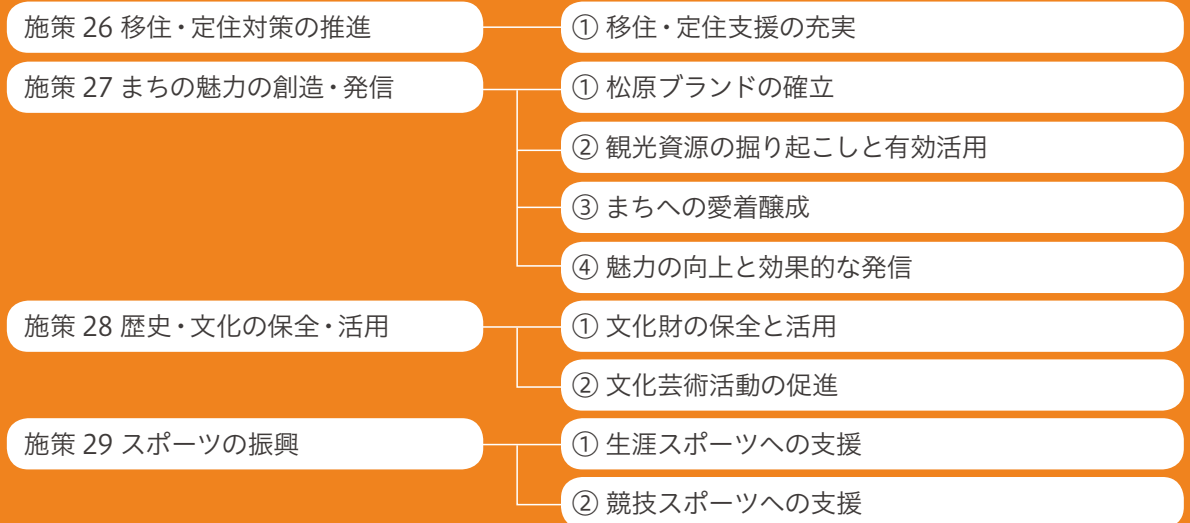
主な課題と対策

- ・全国的に移住・定住の促進や交流人口の増加に向けた地域活性化により、まちの魅力を向上させ、発信する取組が進められており、20～30歳代の転出超過者数が多い本市でも、地域特性を捉えたブランド化などによりさらなるまちの魅力を生み出し、効果的に発信する取組が必要です。
- ・近年、地域の文化や生活を体験する「着地型・体験型」観光⁶⁷が注目されています。本市においても、観光協会をはじめとする関係団体等との連携により歴史・文化の魅力を活かした「着地型・体験型」観光を展開することにより、集客につなげる必要があります。
- ・松原市に住み続けたいと思う理由は「住み慣れていて愛着がある」と回答した人の割合が最も高くなっており、定住促進を図るためには、まちへの愛着や誇りを高める取組が必要です。(市民アンケートより)

まちづくりの方向性

雇用の確保や子育て支援の充実などによる定住魅力、観光振興による来訪魅力、歴史・文化、スポーツなどを通じた多様な魅力を高め、市内外に効果的に発信する戦略的なPRを行うことでまちの活力の向上を図り、新たな人の流れをつくり移住・定住につなげます。

■ 施策体系図



67 「着地型・体験型」観光：旅行者を受け入れる地域が創意工夫し、観光客に対する旅行プランや体験プログラムを企画・運営すること。

施策 26 移住・定住対策の推進

取組項目①移住・定住支援の充実

移住・定住を促進する住環境の整備、子育て環境の充実、雇用の創出、移住者支援など、各分野の連携を強化するとともに、住まいや仕事、子育てに関する情報発信の充実を図ることで、移住・定住支援に関する施策を総合的に推進します。



施策 27 まちの魅力の創造・発信

取組項目①松原ブランドの確立

松原ブランド研究会など産学官の連携や関係機関との協働により、居住環境や子育て環境、産業、観光、歴史・文化、スポーツ等、様々な分野における本市の魅力の再発見や新たな魅力創出とともに、市内外に魅力を発信するための PR やふるさと納税⁶⁸の促進など、松原ブランドを活かした取組を推進します。

68 ふるさと納税：応援したい自治体に寄附ができ、寄附金が所得税・住民税の控除の対象となる制度。

取組項目②観光資源の掘り起こしと有効活用

神社仏閣、史跡や日本遺産竹内街道をはじめとする歴史街道の整備やにぎわいづくりなどの歴史・文化の魅力や、地場産業、特産品、特色ある施設等の観光魅力を市民や観光協会をはじめとする関係団体、民間事業者との協働により掘り起こし、本市ならではの観光スタイルの確立を目指すとともに、南河内をはじめとした周辺自治体との連携のもと広域による観光ルートづくりや観光客の誘致活動の展開、多言語対応による国内外からの幅広い誘客を図ります。



取組項目③まちへの愛着醸成

地域資源や地域特性を活かした交流や学びの機会等、市民や学生、松原市で働いている人がまちの魅力を再発見するきっかけや機会の充実を図り、市民一人ひとりの郷土への誇りと愛着を深め、定住者やUターン者⁶⁹の増加を図ります。

取組項目④魅力の向上と効果的な発信

松原市観光親善大使や松原市ドリームアンバサダーの活動、市民や学生による情報発信を含め、多様な媒体を活用した戦略的なPRを行い、松原の知名度やイメージの向上を図るとともに、友好都市協定を締結している台北市文山区との交流や英語圏における交流の拡大を図ります。

69 Uターン者：進学や就職を機に市外へ移住した後、自分の生まれ育った地域に再び移住すること。

施策

28

歴史・文化の保全・活用

取組項目①文化財の保全と活用

地域の歴史や伝統文化への理解を深め、市民文化の向上と発展を図るため、文化財の調査、文化財の指定等、市民と共に保全に取り組むとともに、史跡や日本遺産竹内街道をはじめとする歴史街道等に関する情報発信を強化しながら、有効活用を図ります。

取組項目②文化芸術活動の促進

市民が文化芸術にふれる機会の充実を図るとともに、地域に根ざした文化芸術団体等の活動を支援し、市民主体の文化芸術活動のさらなる活性化を図ります。





施策

29

スポーツの振興

取組項目①生涯スポーツへの支援

スポーツ施設の適正かつ効率的な維持管理や整備等、スポーツ環境の充実とともに、市民運動会やマラソン大会の運営支援、スポーツ教室の開催等、世代間交流や介護予防につなげるほか、スポーツを観る機会の提供等、スポーツの魅力を活かし、多くの方がスポーツに楽しむ機会をつくります。

取組項目②競技スポーツへの支援

各種競技団体の活動支援や大会参加者の支援により、競技スポーツの振興を図ります。



市民参画を促し協働により 地域のつながりをつくります

主な課題と対策

- ・地域の課題が多様化・複雑化する中で、地域コミュニティや市民と行政の協働による取組の重要性が高まっており、幅広い地域の担い手の育成が必要です。
- ・本市では地域における各種イベントの担い手が年々減少し、地域団体主導での開催が困難な状況もみられるとともに、町会等や老人クラブの加入率も低下傾向となっており、地域コミュニティ活動を担う組織として、各種団体への加入促進や活動の活性化に向けた支援が必要です。
- ・「協働」の推進に力を入れるべきという意見が多いものの、地域活動に参加していると回答した人は少なく、活動のきっかけづくりや仲間づくりが必要です。(市民アンケートより)

まちづくりの方向性

地域の情報や課題を共有して問題点を一緒に考える機会や楽しみながら参加できるイベント、協働によるつながりを生きがいとして感じてもらえる工夫など、地域コミュニティ活動に、より幅広い世代に参加してもらえるしくみづくりを行います。

■ 施策体系図

施策 30 市民協働の推進

① 協働のしくみづくり

② 協働を担う人材育成

施策 31 地域コミュニティの活性化

① 地域コミュニティ活動の促進

② セーフコミュニティ活動の促進

施策 30 市民協働の推進

取組項目①協働のしくみづくり

地域の課題について考える機会の創出等、協働のきっかけづくりとともに地域活動を行う組織の活動支援を行います。

取組項目②協働を担う人材育成

町会等の地縁団体やNPO・ボランティア団体、学校、企業等、幅広い世代、多様な主体による協働を通じ、次世代の担い手の育成・確保に努めます。

施策 31 地域コミュニティの活性化

取組項目①地域コミュニティ活動の促進

地域コミュニティの機能強化や活動促進に向けた情報共有や活動支援とともに、町会等への加入促進等、地域コミュニティ活動の振興を図ります。

取組項目②セーフコミュニティ活動の促進

市民への広報や出前講座⁷⁰の実施など、セーフコミュニティ活動の意義やその参加方法について周知・啓発するなど、市民を巻き込んだ活動の推進や活動の評価・検証に基づく活動成果の見える化とともに、6つのセーフコミュニティ対策委員会を中心に、地域と協働で安心・安全なまちづくりを進めます。



70 出前講座：市民の学習意欲に応え、市の職員が市の取組等について、地域に向いて説明する事業。

安定的な行財政運営の しくみをつくります

主な課題と対策

- ・ 公共施設やインフラなどの更新時期を迎え、財政的な負担が大きくなることが予測されており、今後の人口減少を踏まえると歳入の急増が見込めないことから、公共施設等の安心・安全を図るため、予防保全による長寿命化や計画的な更新が必要です。
- ・ 「事務・事業を見直し、必要に応じて統合あるいは廃止する」ことに力を入れるべきという意見が多く、選択と集中による適切な行財政運営に向けた合理化や経費節減が必要です。(市民アンケートより)

まちづくりの方向性

市民ニーズに応じた新たな施策展開のため、既存事業の見直し、縮小または廃止を行うとともに、公共施設・インフラについて、管理費用や採算性を考慮しつつ、維持・更新だけでなく、解体や売却を模索するなど、財政負担の軽減を図ります。

■ 施策体系図

施策 32 計画的な財政運営の推進

① 財政健全化に向けた取組の充実

② 財産管理の充実

施策 33 適切な行政運営の推進

① 行政サービスの質の向上

計画的な財政運営の推進

取組項目①

財政健全化に向けた取組の充実

持続性のある安定した財政基盤を築くため、既存事業を見直し、縮小や廃止を行うとともに、市債権⁷¹の徴収対策の強化や受益者負担⁷²の適正化などの取組を進めることで、将来へ向けた財政管理及び計画的な財政運営を行います。

取組項目② 財産管理の充実

公共施設の安心・安全を図るため、予防保全による長寿命化や既存施設の有効活用を図り、費用対効果を考慮して施設の更新を行います。

適切な行政運営の推進

取組項目① 行政サービスの質の向上

事務事業を評価・検証等することにより改善を図り、行政サービスの電子化やICTの利活用、民間活力の導入等、行政サービスの質の向上、行政事務の効率化とともに、政策形成過程から行政情報を市民に積極的に公開・発信できるよう、効果的な情報発信力の強化を図ります。



71 市債権：市税、国民健康保険料、介護保険料、行政財産使用料など。

72 受益者負担：サービスなどの利益を受けるもの（受益者）が相応の経費を負担すること。

資料編





策定の取組経過

平成 29 年 度	平成 29 年	
	12月4日	第1回総合計画策定委員会
	12月7日～12月25日	中学生アンケート調査の実施 (調査対象:3,089人 回収率93.2%)
	12月13日～1月4日	市民アンケート調査の実施 (調査対象:3,000人 回収率42.2%)
	12月15日～12月25日	職員アンケート調査の実施 (調査対象:853人 回収率97.1%)
	平成 30 年	
	1月4日	第2回総合計画策定委員会
	1月10日	第3回総合計画策定委員会
	1月11日	第1回総合計画策定委員会専門部会
	1月15日	第4回総合計画策定委員会
	1月16日	第2回総合計画策定委員会専門部会
	1月18日	第5回総合計画策定委員会
	1月24日	第6回総合計画策定委員会
	1月31日	第7回総合計画策定委員会
2月2日	第8回総合計画策定委員会	
2月8日～3月9日	基本構想パブリックコメントの実施	
3月12日	第9回総合計画策定委員会	
3月20日	第1回松原市基本構想特別委員会	

平成 30 年

4月9日	第2回松原市基本構想特別委員会
4月17日	第10回総合計画策定委員会
4月19日	第3回松原市基本構想特別委員会
4月～6月	関係団体ヒアリングの実施
5月7日	第4回松原市基本構想特別委員会
5月14日	第5回松原市基本構想特別委員会
5月28日	第6回松原市基本構想特別委員会
6月25日	第7回松原市基本構想特別委員会
6月28日	市議会において基本構想案を議決
7月30日	第11回総合計画策定委員会
8月17日	第3回総合計画策定委員会専門部会
8月下旬	第4回総合計画策定委員会専門部会 (各部会ごと開催)
11月20日	第12回総合計画策定委員会
12月21日	第1回第5次総合計画基本計画審議会(諮問)

平成 31 年

1月15日	第2回第5次総合計画基本計画審議会
1月19日	第3回第5次総合計画基本計画審議会
1月30日	第4回第5次総合計画基本計画審議会
2月12日～3月13日	基本計画パブリックコメントの実施
3月16日	第5回第5次総合計画基本計画審議会
3月25日	第6回第5次総合計画基本計画審議会(答申)

松原市基本計画審議会規則

昭和 46 年 7 月 10 日

規則第 18 号

(目的)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関設置条例(昭和 40 年条例第 20 号)第 2 条の規定に基づき、松原市基本計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて松原市基本計画に関する事項を審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 21 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、基本計画策定の審議に関する事務が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第 7 条 審議会は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(公印)

第 8 条 会長の公印を次のように定める。

松原市基本 計 画 審 議 会 長 之 印	書 体 てん書
	寸 法 方 24 ミリメートル

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、市長公室企画政策課において行う。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(以下略)

松原市基本計画審議会委員名簿

(五十音順)

氏名	団体名等
青木 陽平	公募市民
○石崎 勇	松原市町会連合会 会長
和泉 大樹	阪南大学 国際観光学部 准教授
市岡 大輔	松原青年会議所 筆頭副理事長
上野 憲司	松原市医師会 会長
岡山 敏哉	大阪工業大学 工学部 教授
岸上 博善	松原防犯協議会 会長
河本 晋一	市議会議員
小林 常男	松原市スポーツ推進委員協議会 会長
小林 敏夫	松原市消防団 団長
堤 實	松原市社会福祉協議会 会長
中田 靖人	市議会議員
西田 孝司	松原市社会教育委員 委員長
布内 四郎	松原市農業委員会 会長
平野 良子	市議会議員
◎平山 弘	阪南大学 流通学部 教授
福嶋 光広	市議会議員
前田 正人	松原市地域教育協議会 会長
山岸 美佐	公募市民
吉村 盛善	松原商工会議所 会頭
依田 眞美子	市議会議員

◎会長、○副会長

諮問

松企第375号
平成30年12月21日

松原市基本計画審議会
会長 平山 弘 殿

松原市長 澤井 宏文

松原市第5次総合計画基本計画（案）について（諮問）

松原市基本計画審議会規則第2条に基づき、松原市第5次総合計画基本計画（案）について貴審議会の意見を求めます。

答申

平成31年3月25日

松原市長 澤井 宏文 様

松原市基本計画審議会
会 長 平山 弘

松原市第5次総合計画基本計画（案）について（答申）

平成30年12月21日付け松企第375号で諮問のあった松原市第5次総合計画基本計画（案）について、市民の視点及び専門的な見地から、慎重かつ活発に審議を行い、別添の通り審議会案としてとりまとめましたので、ここに答申いたします。

松原市第5次総合計画

平成 31 (2019) 年 3 月

発行 / 大阪府 松原市

編集 / 市長公室 企画政策課

〒 580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号 TEL: 072-334-1550(代表)

<https://www.city.matsubara.lg.jp>



松原市公式 HP



松原市

Matsubara City

松原市第5次総合計画

— みんなでつくる 未来へつなげるまち まつばら —